

一 労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年<sup>金融監督庁</sup>大蔵省<sup>労働省</sup>告示第二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第五十三条第二号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

二 労働金庫法第五十八条の四第五項の規定に基づく労働金庫若しくはその子会社又は労働金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年労働金融監督庁告示第二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第五十八条の四第一項又は法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第五十八条の四第一項及び第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 金庫等が、法第五十八条の四第四項各号（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第五十八条の四第一項又は法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 金庫等が、法第五十八条の四第四項各号（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保</p>

有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該金庫等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該金庫等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する金庫等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める金庫等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)

有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該金庫等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該金庫等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する金庫等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める金庫等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)

三 労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第一号）  
<sup>労働省</sup>

改正案	現行
<p>労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第五十八条の四第一項及び第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社を取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社を取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p>

四 労働金庫法第五十八条の三第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年<sup>金融</sup>厚生労働省<sup>庁</sup>告示第四号）

改正案	現行
<p>労働金庫法第五十八条の三第八項及び第五十八条の五第七項の規定並びに労働金庫法施行規則第四十五条第十四項ただし書、第五十一条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づき従属業務を営む会社が労働金庫若しくは労働金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>（労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四十五条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫又は当該労働金庫の</p>	<p>（新設）</p> <p>（労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四十五条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫又は当該労働金庫の</p>

金庫集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号及び第七条において同じ。)を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、労働金庫に係る集団(規則第四十条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 労働金庫連合会、銀行又は法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等(当該労働金庫連合会の特定子銀行又は当該労働金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

金庫集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫に係る集団(規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 労働金庫連合会、銀行又は法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等(当該労働金庫連合会の特定子銀行又は当該労働金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、労働金庫連合会に係る集団（規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 （略）

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるの

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫連合会に係る集団（規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 （略）

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるの

は、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会(規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役職員を含む。)及びその会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会(規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役職員を含む。)及びその会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。



五 労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等を定める件（平成十八年金融庁告示第十七号）  
 厚生労働省

改正案	現行
<p>労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条第一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第九十条第一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>